



ポーランドのユーロ導入計画

— その課題と見通しについて —

窪谷 浩

はじめに

08年10月、トゥスク首相率いるポーランド政府は、12年初からのユーロ導入を目指す行程表（詳細後述）を閣議決定した。本稿では、1. EU新規加盟国のユーロ導入状況、2. ポーランドが早期のユーロ導入を図る背景、3. ポーランドによるユーロ導入の課題と今後の見通し、について論じたい。

1. EU新規加盟国のユーロ導入状況

第5次EU拡大では、04年5月に10ヵ国、07年1月に2ヵ国の、合計12ヵ国がEU加盟を果たした（図表1参照）。この内、スロバキア、スロベニア、キプロス、マルタの4ヵ国は既にユーロを導入している⁽¹⁾。EU新規加盟国でユーロを導入していない残りの8ヵ国（ユーロ非参加国）では、ユーロ導入時期を明確にしている国が多く、明確にしているのは、ポーランド、ルーマニア、エストニアの3ヵ国に留まる。

(1) EU加盟に伴うEMU・ユーロ参加義務

EC条約は、EU加盟国にEMU（経済通貨同盟）⁽²⁾に参加することを義務付けており、加盟国にとって、単一通貨ユーロの導入は義務となっている。新規加盟国は、EU加盟時に

図表1 EU新規加盟国のユーロ導入状況

	EU加盟	国名	ユーロ導入状況 (導入時期または政府目標)
1	04年5月	ポーランド	12年
2		チェコ	未定
3		ハンガリー	未定
4		スロバキア	09年1月導入
5		スロベニア	07年1月導入
6		キプロス	08年1月導入
7		マルタ	08年1月導入
8		エストニア	11年
9		ラトビア	未定
10		リトアニア	未定
11	07年1月	ブルガリア	未定
12		ルーマニア	14年

(出所) 欧州委員会

EMUに参加するものの、ユーロ導入の条件を満たしていないことから、欧州中央銀行制度内の権利と義務から除外される加盟国（Members States with a derogation）」の扱いになっている。

一方、英国とデンマークは、EU加盟国でありながら、未だユーロを導入していない。これらの国には、経済状況等がユーロの基準を満たしても、自国の判断でユーロ導入を拒否できる権利（オプト・アウト）が認められており、その点、第5次EU拡大でEU加盟を果たした国とは扱いが異なっている。

(2) ユーロ導入の条件

ユーロ非参加国がユーロを導入するには、インフレ率、財政赤字、為替安定等のマーストリヒト条約で定められた経済収斂基準（詳細後述）を満たす必要がある。新規加盟国は、EU加盟当初には、概ね07年から10年のユーロ導入目標を掲げていた。しかし、原油価格を始めとする、世界的な商品価格の高騰に伴う物価上昇や、財政収支の改善の遅れ等から経済収斂条件の達成が困難になったことやユーロ懐疑派への政権交代などにより、多くの国がユーロ導入目標を撤回し、新たな目標時期を設定せずに今日に至っている。

2. ポーランドが早期のユーロ導入を図る背景

ポーランド政府がユーロ導入時期を明確にし、ユーロ導入を政策の最優先課題としている背景についてみる。

(1) ポーランド政府のこれまでの取組み

ポーランド政府は、EU加盟当初、10年のユーロ導入目標を掲げていた。しかし、05年の総選挙、大統領選挙でEUに懐疑的な政党「法と正義」(PiS)が勝利し、新政権はユーロ導入目標を撤回した。05年12月に就任したレフ・カチンスキ大統領は、ユーロ導入がポーランドの統治権喪失に繋がるとして、ユーロ導入の是非を問う国民投票を10年に行うべきとの考えを示したことや07年1月に同大統領の腹心であるスクシベク氏がポーランド中銀総裁に就任する等、同国のユーロ導入が当初計画から大幅に遅れるとの見方が強まった。

一方、07年10月に行われた前回の総選挙では、ユーロの早期導入を政権公約に掲げる政党「市民プラットフォーム」(PO)が勝利し、08年1月に党首のトゥスク氏が首相に就任した。トゥスク首相は施政方針演説でもユーロの早期導入について言及していたことから、トゥスク政権の出方が注目されていた。

トゥスク首相は、08年9月、11年までにユーロ導入手続きを完了し、12年初から通貨をユーロに切り替える方針を表明した。同時に、首相はユーロ導入に必要な経済収斂条件について、為替相場メカニズム(ERM II)⁽³⁾に未参加であること以外は基準を満たしているとの認識を示した。10月に閣議決定した行程表は、このような首相の意向を受けて作成されたものである。

(2) 早期導入の背景

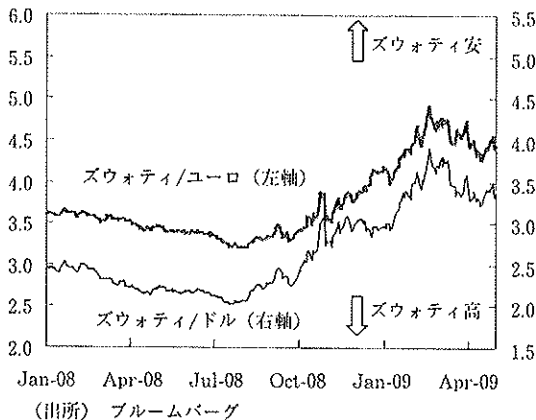
トゥスク首相にとって、ユーロの早期導入は規定路線とみられていたが、08年秋口にユーロ導入目標を明確にした背景としては、同国の為替や株式・債券相場が大幅に下落していたことが挙げられる。

同国通貨ズウォティの対ユーロ相場は、08年7月下旬まで年初来11%上昇と堅調に推移していたが、08年8月上旬のロシアによるグルジア侵攻をきっかけに、ロシアと国境を接する同国の地政学的リスクの高まりが嫌気され、下落に転じた。その後も、米金融システム不安等から同通貨の下落基調は続き、トゥスク首相がユーロ導入の方針を示す直前では、ズウォティは、7月の高値から僅か1ヵ月間で▲8%程度の急落となっていた。

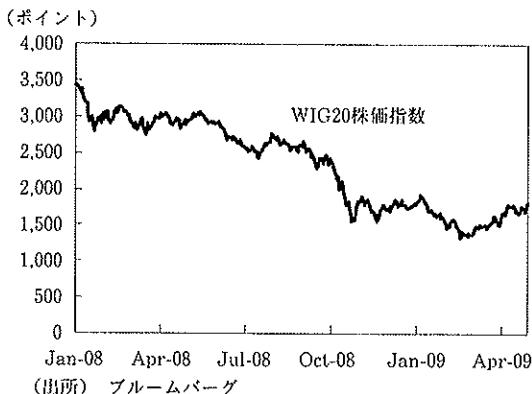
また、同国の株式・債券相場は、為替相場と異なり、8月のグルジア侵攻後は比較的冷静な反応を示していたものの、9月中旬のリーマン・ブラザーズ証券破綻に伴う世界的な信用収縮の広がりから、売り圧力が強まった。とりわけ、10月入り後は、金融危機の様相を呈しているハンガリーに連れ、下落が加速した。IMFによるハンガリー支援が発表された10月下旬には、株式相場の下落率が▲35%に達し、長期金利差(ポーランド10年利回り-ドイツ10年利回り)も9月末の190ベースポイントの水準から370ベースポイントに大幅拡大した。

同国は、近年経常赤字を外国資本でファイナンスする形で経済成長を続けてきただけに、こうした動きが一段と強まった場合、同国経済に大きな影響が生じることとなる。政府としては、こうした状況に同国単独で対応していくには限

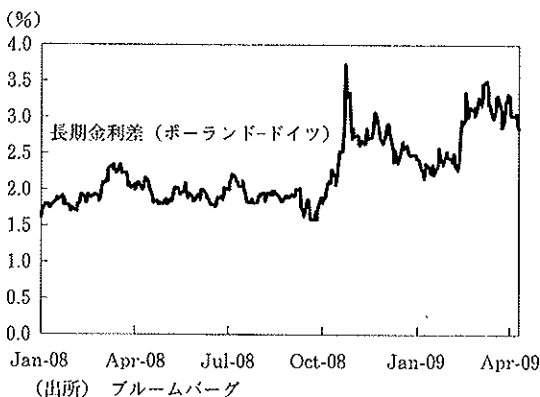
図表2 為替相場の推移



図表3 株式相場 (WIG 20 指数) の推移



図表4 長期金利差 (10年金利) の推移



界があるため、ユーロ導入の意思を明確に示すことにより市場の信認を確保する必要があると判断したものと考えられる。同様に金融市場の混乱の影響を大きく受けたデンマークやスウェーデンでも、両国首相がそれぞれユーロ導入について前向きな発言を行うなど、周辺国では金融危機を背景に、為替相場の安定を図るには、当面ユーロをアンカーとするしかないとの意識が

強まっていた。

3. ユーロ導入の課題と今後の見通し

前述の通り、ポーランド政府は12年初のユーロ導入を目指し、行程表(図表5参照)を閣議決定し、早期のユーロ導入を図っている。この章では、(1)ユーロ導入に向け(ポーランドが)解決すべき課題、(2)ユーロ導入見通しについて論じたい。

(1) ユーロ導入に向け解決すべき課題

① ERM II参加のタイミング

行程表では、ポーランドがERM IIに09年半までに参加することを計画している。ERM IIには最低2年間の参加が義務付けられていることから、12年初のユーロ導入を実現させるためには、遅くとも09年中の参加が必須とみられている。

しかし、08年夏場以降の金融危機を受けた大幅な通貨安により、同国のERM IIへの参加は困難になっている。ERM IIは、自国通貨の変動幅を上下15%の範囲内に抑制することが要求され、変動幅を逸脱する局面では、中央銀行に無制限の市場介入義務を付している。ズウォティの対ユーロレートは08年7月下旬の1ユーロ=3.21ズウォティ台の高値から、09年2月中旬の同4.90ズウォティ台の安値まで、50%超の下落となった。これは、ERM IIが要求する通貨変動幅を大きく逸脱している。

また、ERM IIに参加する時点の為替レートは11年に予定されているユーロに対する固定レートの決定に重要な意味を持つ。このため、昨年以降、大幅な通貨安となっている現在の水準でERM IIに参加することには、政府関係者から懸念の声が挙がっている。ポーランド中銀のコチンスキ理事は、自国通貨が1ユーロ=4.6ズウォティ台をつけた際に、ERM IIに入る水準は、それより1ズウォティ低い水準(すなわち1ユーロ=3.6ズウォティ程度)が望ましいと発言している。このような状況から、現在、

図表5 ユーロ導入に向けた行程表

	予定時期	主な作業
第1段階 ERM II への参加準備	08年10月	行程表の策定
	09年 Q1	ユーロ導入国民計画の策定
	09年 Q1	憲法改正手続き開始
	09年前半	ユーロ参加国財務相、中銀総裁による ERM II 参加の正式決定
第2段階 経済収斂基準の達成	09年前半	ERM II への参加
	09年前半	ユーロ流通方法の方針策定
	10年後半	ユーロ導入に関する法案準備
	10年12月	ユーロ導入国民計画の改定
	11年5月	欧州委員会、欧州中央銀行による「経済収斂報告書」作成
第3段階 ユーロ導入の準備	11年半ば	ECOFIN (経済財政閣僚理事会) によるユーロ交換レートの決定
	11年半ば	価格の二重表示 (ズウォティ、ユーロ) の開始
	11年 Q3	ユーロ導入国民計画の改定
	11年 Q4	銀行に対するユーロ紙幣・貨幣の供給
第4段階 ユーロ導入	11年 Q4	販売セクターに対するユーロ紙幣・貨幣の供給
	12年1月	ユーロ紙幣・貨幣の一般流通開始
	期限未定	ズウォティ、ユーロの二重流通

(出所) ポーランド財務省「ポーランドのユーロ導入ロードマップ」(08年10月)

ポーランドは慎重に ERM II 参加のタイミングを図っている状況である。

② 憲法改正

ユーロ導入に際しては、金融政策運営や法定通貨発行の主体をポーランド中央銀行から ECB (欧州中央銀行) に変更する必要がある。このため、それらを規定しているポーランド憲法や中銀法の一部改正も必要になってくる。同国の憲法改正には下院議員の3分の2以上の賛成が必要となるが、現連立与党の議席数は全460議席中、240議席と改正に必要な306議席を大幅に下回っており、野党の協力無しに憲法改正は不可能である。一方、下院153議席を有する最大野党 PIS のヤロスワフ・カチンスキ党首は、20年のユーロ導入を目指すべきとしており、早期のユーロ導入や憲法改正に明確に反対している。このため、野党の協力は期待できない状況となっている。行程表では、憲法改正手続きの開始時期を09年の第1四半期としているが、09年5月現在、憲法改正の手続きは開始されていない。

ユーロ導入にかかる憲法改正手続きは、法的
国際金融 1201号 (21.6.1)

にはユーロ導入の最終年である11年までに行えば良いこととなっている。しかし、政府は憲法改正手続きを ERM II 参加以前に完了したい考えを示している。これは、ERM II 参加後に憲法改正手続きを行う場合、手続きに問題が生じて大幅な通貨安が喚起され、為替の変動幅が ERM II の基準を逸脱するリスクがあるためである。このような政府方針から、憲法改正手続きは、ERM II への参加時期を左右する重要な要因にもなっている。

③ 経済収斂条件の達成

ユーロ導入に際しては、マーストリヒト条約に定められた、財政赤字、政府総債務残高、インフレ率、金利水準、為替相場の基準(図表6参照)を満たす必要がある。トゥスク首相は、ユーロ導入時期を明確にした当初には、為替相場以外の基準の達成に自信をみせていた。しかし、08年秋口以降の通貨安、景気減速などの影響から09年5月時点では、政府総債務残高と金利水準を除き、経済収斂基準が未達となる等、経済収斂基準の達成は困難となった。とくに、財政赤字では、08年実績が GDP 比 3.9%

図表 6 経済収斂状況

項目	基準	08年実績	達成状況
財政赤字	一般政府部門の財政赤字がGDP比3%未満	3.9%	×
政府総債務残高	一般政府部門の債務残高がGDP比60%未満	47.1%	○
インフレ率	CPI上昇率が加盟国の中で最も低い3カ国の平均CPI上昇率から過去1年以上にわたり1.5%ポイント以内にあること(基準値:08年4.1%)	4.2%	×
金利水準	過去1年以上、長期金利が加盟国の中でインフレ率の最も低い3カ国の平均から2%ポイント以内の水準にあること(基準値:08年6.2%)	6.1%	○
為替相場	過去2年以上、自国の事情により切下げを行うことなく、ERMⅡの為替変動幅内にとどまっていること。	ERMⅡ未参加	×

(出所) ユーロスタット、欧州委員会経済見通し(09年5月)

となり、基準未達となったほか、欧州委員会は09年が同6.6%、10年が同7.3%に悪化するとの見通し(09年5月の経済予測)を示しており、今後も財政赤字の基準を達成することは至難の業とみられる。また、政府債務についても、同委員会予測は10年がGDP比59.7%まで増加するとしており、これまでの増加傾向に鑑みれば、11年の基準達成は困難と予想される。ロストフスキ財務相は欧州委員会の見通しは悲観的すぎるとの見解を示しているが、同時にポーランド経済が金融危機の影響を受けていることについては同意しており、昨年後半以降、ポーランドの経済収斂条件の達成が以前より厳しい状況となっていることを認めている。

④ 国民の支持

早期のユーロ導入に対する世論調査(09年3月CBOS調査)は、回答者の53%がユーロ導入に賛成、38%がユーロ導入に反対となっており、賛成が上回っている。また、ユーロ導入時期についても、ユーロ導入賛成の内、69%は可能な限り早期の導入を支持しており、13年以降の26%を大きく引き離している。ただし、別の調査機関(TNS OBOP)が09年1月に実施した調査では、12年のユーロ導入賛成は30%に留まる一方、EU経済との格差を縮めてからにすべきとの意見が60%を占めるなど、調査時期や調査機関により調査結果が大きく異なっている。カチンスキ大統領は、ユーロ導入時期を問う国民投票を実施すべきとの主張を行っているが、トゥスク首相は、国民投票には極めて

消極的な姿勢をとっており、ユーロ導入に対する国民の支持は明確になっていない。

(2) 今後の見通し

ポーランドがERMⅡへの参加も含め、経済収斂基準を達成することが困難となっていることに加え、憲法改正問題も加わり、同国が計画通り12年にユーロを導入できるとの見方は少ない。

トゥスク首相は、政府目標の達成は可能との強気の見方を変えていないが、不安定な為替相場動向からERMⅡの参加時期が遅れる場合には、ユーロ導入時期に1年程度遅れる可能性については言及している。

また、ロストフスキ財務相も、最近のフィナンシャル・タイムズ紙とのインタビューで、金融危機の影響による財政収支をはじめ同国の経済状況悪化から、ユーロ導入時期が1年以上遅れる可能性について言及している。このように、ポーランド政府内にも、ユーロ導入時期について慎重な見方が増えていると考えられる。

これまでみてきたように、現在の為替相場や経済収斂基準を前提にすれば、政府目標の達成は極めて困難な状況である。しかし、早期のユーロ導入に向けて、政府による以下の取組みも行われている。

① 経済収斂基準の緩和要求

ポーランド、ハンガリーは、09年3月のEU首脳会議で、マーストリヒト条約に定められた経済収斂基準の緩和、とくにERMⅡの参加期間の短縮を要請した。これに対し、ユーロ圏各

国からは経済収斂基準の緩和は、ユーロに対する市場の信認低下に繋がるとの理由から否定的な反応が多かった。しかし、ERM IIの参加期間の短縮については、ドイツ、フランスが検討の余地があるとの見方を示しており、今後の動向が注目される。仮にERM IIの参加期間が短縮されれば、ERM IIの参加時期が当初計画から遅れた場合でもユーロ導入の政府目標を達成できる可能性が出てくる。

② IMFの新融資制度の活用

IMF理事会は、5月6日にポーランドに対する期間1年、総額206億ドルの弾力的信用枠(FCL)の設定を承認した。FCLは、IMFが世界的な経済危機への対応力強化を狙った融資制度改革の一環として、09年3月に発表された制度で、ファンダメンタルズが良好な国に対してのみ付与される信用枠である。

同国は、現時点で直ぐにFCLの活用を想定していないとしており、寧ろ、FCLの設定により、市場に安心感を与えることで、ERM IIの参加に向けた為替市場、資本市場の安定を狙ったものとみられる。

おわりに

第5次EU拡大では、中東欧国12カ国がEUに加盟した。この内、スロベニアが07年1月に、キプロス、マルタが08年1月、スロバキアが09年1月にユーロ導入を果たしたものの、それ以外の8カ国は、ユーロ非参加国となっている。その中で、ポーランドはユーロ導入目標を明確にし、ユーロの早期導入を政策の最優先事項に掲げている。トウスク首相は07年に実施された総選挙においてユーロの早期導入を政権公約に掲げていたことから、ユーロの早期導入方針自体は規定路線であった。しかし、08年9月のユーロの早期導入方針表明は、限られた側面以外は発表内容を知らされておらず、発表後に政府関係者の間で一部混乱が生じる事態となった。このことは、昨年夏場以降、同国通貨の大幅下落をみるにつれ、ポーランドが自国

だけでこのような難しい局面に対応することの限界に対する首相の強い危機感が反映された結果と思われる。

ポーランドは行程表に沿う形でユーロ導入準備を進めているが、政府が目標とする12年のユーロ導入は非常に厳しい状況となっている。一番大きい要因は、為替相場の不安定な状況下で、ERM IIへの参加時期がずれ込む見通しとなっていることだ。また、ユーロ導入のための憲法改正やマーストリヒト条約に定められた経済収斂基準の達成も現段階では、その目処が立たなくなっている。

ポーランド政府は、12年のユーロ導入は可能としており、未だ目標時期の変更を行っていない。また、同国は、目標達成に向け、ユーロ導入基準の緩和の働きかけやIMFからの弾力的信用枠の設定等の対応を行っており、今後の動向が注目される。

*本稿における見解は、筆者個人のものであって、筆者が所属する団体のものではない。

《注》

- (1) スロベニアは07年1月、キプロス、マルタは08年1月、スロバキアは09年1月よりユーロを導入した。この結果、09年1月より、ユーロ導入国は合計16カ国となった。
- (2) 加盟国間の外国為替相場の変動率を一定の幅に抑えるため1979年より実施されていた欧州通貨制度(EMS)を更に一歩進め、各国通貨間の相場の固定と単一通貨の導入を行ったもの。
- (3) ユーロ非参加国の通貨とユーロ間の為替相場を上下15%の変動幅に抑制する制度。参加国の中央銀行は為替相場の変動幅を抑制するために無制限の市場介入の義務を負う。経済収斂基準は、ERM IIに最低2年間参加することを求めている。

主要参考文献等

- ・田中素香 「拡大するユーロ経済圏」
- ・田中友義 「拡大EUとビジネス環境の変化」(季刊国際貿易と投資 04年9月号)
- ・井上 武 「中・東欧諸国のユーロ圏に対するインフレ収束」(比較経済研究 第45巻1号(08年1月))
- ・ジェトロ・ピリュッセル EU関連情報
- ・外務省HP